

提案書評価基準

件名：デジタル技術を活用したマンホール蓋の効率的な維持管理に関する検討業務委託

評価事項	評価項目	評価の視点	配点	評価及び評価点
業務実施体制	業務体系と考え方	本業務の特徴を理解し、人員配置や役割分担等が総合的に整っており、実効性の高い業務体制となっているか。	5	(点数×1) ・体制が万全であり、申し分ない(5点) ・体制が概ね整っている(3点) ・体制が不十分で、改善が必要(0点)
		ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組がされているか。 (提案書作成要領 15その他(4)企業としての取組について参照)	5	(点数×1) ・関連する4項目以上について取組んでいる(5点) ・関連する3項目以上について取組んでいる(4点) ・関連する2項目以上について取組んでいる(3点) ・関連する1項目以上について取組んでいる(2点) ・関連する取組はしていない(0点)
業務実績	参加者の概要	参加者がAI技術を用いたマンホール蓋の型式・異常・劣化予測技術に関する業務の実績等を有しているか。	10	(点数×2) ・十分な実績がある(5点) ・実績がある(3点) ・実績が乏しい(1点)
	現場責任者・担当技術者の実績	本業務を担当する現場責任者・担当技術者が本業務と関連した業務経験及びマンホール蓋の型式・異常・劣化予測に関する業務の実績等を有しているか。	10	(点数×2) ・十分な実績がある(5点) ・実績がある(3点) ・実績が乏しい(1点)
提案内容	業務の進め方(全体工程)	業務のスケジュールが具体的に計画され、実施可能な手法となっているか。 セキュリティ対策及び個人情報を含むデータについて十分なセキュリティ対策が取られているか。	10	(点数×2) ・特に優れた提案内容である(5点) ・優れた提案内容である(4点) ・標準的な提案内容である(3点) ・提案内容がやや不十分である(2点) ・提案内容に検討不足が多い(0点)
	デジタル技術(AIモデル)を活用した蓋の型式判定・異常判定・劣化予測の評価、検証	本市のマンホール蓋の型式や設置状況を的確に把握できているか。 蓋の異常判定基準や蓋更新の判断基準を的確に把握できているか。 マンホール蓋の型式判定、異常判定、劣化予測の方法について、具体的な提案はあるか。 客観的に評価・検証できる方法が提案されているか。	20	(点数×4) ・特に優れた提案内容である(5点) ・優れた提案内容である(4点) ・標準的な提案内容である(3点) ・提案内容がやや不十分である(2点) ・提案内容に検討不足が多い(0点)
	デジタル技術(AIモデル)を活用した点検調査の試行	デジタル技術(AIモデル)を活用した点検調査の試行について、具体的な提案や留意事項が記載されているか。 点検調査補助ツールの提案は、実現性があるか。 点検調査コストの削減につながる提案となっているか。	15	(点数×3) ・特に優れた提案内容である(5点) ・優れた提案内容である(4点) ・標準的な提案内容である(3点) ・提案内容がやや不十分である(2点) ・提案内容に検討不足が多い(0点)
	点検調査時の写真撮影ルールに関する検討	AI技術を活用したマンホール蓋の型式判定、異常判定について正しく判定を行うための写真の撮影方法やアングルなどについて、具体的な方法や考慮すべき項目が提案されているか。	15	(点数×3) ・特に優れた提案内容である(5点) ・優れた提案内容である(4点) ・標準的な提案内容である(3点) ・提案内容がやや不十分である(2点) ・提案内容に検討不足が多い(0点)
	デジタル技術の導入に関するロードマップの作成	業務内容を理解し、AI開発だけでなく、既存システムとの連携や点検調査補助ツールなどの導入に向けた提案が具体的に示されているか。また、提案者の工夫が具体的に明示されており、コスト面においても妥当性があるか。	10	(点数×2) ・特に優れた提案内容である(5点) ・優れた提案内容である(4点) ・標準的な提案内容である(3点) ・提案内容がやや不十分である(2点) ・提案内容に検討不足が多い(0点)
その他(取組意欲)	取組意欲	取組意欲が感じられるか。	10	(点数×2) ・特に優れている(5点) ・標準的である(3点) ・妥当でない(0点)

1 評価方法

- (1) 評価事項の「提案内容」の評価項目の内、いずれか1つでも最低評価（0点）があった場合は失格とする。
- (2) 出席委員の評価点数の合計が満点の50%未満の場合は失格とする。

2 第1順位の決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案者を第1順位とする。
- (2) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案者が複数の場合は、その中で「提案内容」の合計点数が最も高い提案者を第1順位とする。
- (3) 上記の方法によりなお、第1順位が決定しない場合は出席委員の多数決により第1順位を決定する。それでもなお決定しない場合は委員長が第1順位を決定する。